

経済産業省

20160905商局第2号

電気関係報告規則第3条の運用について（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成28年9月23日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

電気関係報告規則第3条の運用について（内規）の一部を改正する規程

電気関係報告規則第3条の運用について（内規）（20120919 商局第9号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は平成28年9月24日から施行する。

○電気関係報告規則第3条の運用について（内規）の一部を改正する規程 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>3. 報告基準の各号について</p> <p>規則第3条第1項の各号について、次のとおり解釈する。</p> <p>（略）</p> <p>【第1項第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故</p> <div data-bbox="76 531 1113 868" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 出力<u>五十</u>キロワット以上の太陽電池発電所</p> <p>へ 出力<u>二十</u>キロワット以上の風力発電所</p> <p>ト～リ （略）</p> <p>五 （略）</p> </div> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 語句・文章の解釈</p> <p>① 「主要電気工作物」：規則第1条第2項第<u>4</u>号に掲げているものをいう。 主要電気工作物は、発電所等の運転、維持又は保安対策上必要不可欠な電気工作物として定めているものであり、工事計画認可又は届出が必要な電気工作物を基本としている。同項第<u>7</u>号に規定しているとおりに、主要電気工作物は、別に告示する <u>（平成28年経済産業省告示第238号）</u>「主設備」から構成されている。</p> <p>② 「破損事故」：規則第1条第2項第<u>6</u>号に掲げるものをいい、電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、</p>	<p>3. 報告基準の各号について</p> <p>規則第3条第1項の各号について、次のとおり解釈する。</p> <p>（略）</p> <p>【第1項第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故</p> <div data-bbox="1128 531 2166 868" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 出力<u>五百</u>キロワット以上の太陽電池発電所</p> <p>へ 出力<u>五百</u>キロワット以上の風力発電所</p> <p>ト～リ （略）</p> <p>五 （略）</p> </div> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 語句・文章の解釈</p> <p>① 「主要電気工作物」：規則第1条第2項第<u>1</u>号に掲げているものをいう。 主要電気工作物は、発電所等の運転、維持又は保安対策上必要不可欠な電気工作物として定めているものであり、工事計画認可又は届出が必要な電気工作物を基本としている。同項第<u>4</u>号に規定しているとおりに、主要電気工作物は、別に告示する <u>（平成16年経済産業省告示第66号）</u>「主設備」から構成されている。</p> <p>② 「破損事故」：規則第1条第2項第<u>3</u>号に掲げるものをいい、電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、</p>

改 正	現 行
<p>当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること」又は「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」をいう。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>【第1項第6号】発電支障事故</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>六 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の発電支障事故</p> </div>	<p>当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること」又は「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」をいう。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>【第1項第6号】発電支障事故</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>六 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の発電支障事故</p> </div>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 語句・文章の解釈</p> <p>① 「発電支障事故」：規則第1条第2項第<u>11</u>号に掲げる「発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなること」をいい、例えば、以下の事故が挙げられる。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>【第1項第7号、第8号】供給支障事故</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 語句・文章の解釈</p> <p>① 「発電支障事故」：規則第1条第2項第<u>8</u>号に掲げる「発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなること」をいい、例えば、以下の事故が挙げられる。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>【第1項第7号、第8号】供給支障事故</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>七 供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その供給支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>七 供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その供給支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七</p> </div>

改正	現行
<p data-bbox="185 212 1108 300">万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その供給支障時間が十分以上のもの（第九号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p data-bbox="154 323 1108 411">八 供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その供給支障時間が十分以上のもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p data-bbox="127 435 291 467">(1) (略)</p> <p data-bbox="127 491 421 523">(2) 語句・文章の解釈</p> <p data-bbox="150 547 1108 866">① 「供給支障事故」：規則第1条第2項第8号に掲げる「破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の利用者(当該電気工作物を管理する者を除く。)に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限することをいう。ただし、電路が自動的に再開路されることにより電気の供給の停止が終了した場合を除く。」ことをいう。</p> <p data-bbox="208 890 387 922">イ～ハ (略)</p> <p data-bbox="208 946 1108 1369">ニ 規則第1条第2項第8号中「当該電気工作物を管理する者を除く。」とあるのは、自家用電気工作物に事故があつて、その事故による支障が電気事業者に波及したことにより、当該自家用電気工作物設置者への電気の供給が停止又は使用が制限された場合には、それは供給支障とはみなさないという意味である。すなわち、専用線で受電している自家用電気工作物設置者の場合、自家用構内の事故のため、一般送配電事業者の変電所の引出口遮断器がトリップして停電しても、これは供給支障事故とはみなさない。</p> <p data-bbox="150 1393 1108 1425">② 「供給支障電力」：規則第1条第2項第9号に掲げている「供給支障事</p>	<p data-bbox="1238 212 2161 300">万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その供給支障時間が十分以上のもの（第九号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p data-bbox="1207 323 2161 411">八 供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その供給支障時間が十分以上のもの（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p data-bbox="1180 435 1344 467">(1) (略)</p> <p data-bbox="1180 491 1473 523">(2) 語句・文章の解釈</p> <p data-bbox="1202 547 2161 866">① 「供給支障事故」：規則第1条第2項第5号に掲げる「破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の利用者(当該電気工作物を管理する者を除く。)に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限することをいう。ただし、電路が自動的に再開路されることにより電気の供給の停止が終了した場合を除く。」ことをいう。</p> <p data-bbox="1261 890 1440 922">イ～ハ (略)</p> <p data-bbox="1261 946 2161 1369">ニ 規則第1条第2項第5号中「当該電気工作物を管理する者を除く。」とあるのは、自家用電気工作物に事故があつて、その事故による支障が電気事業者に波及したことにより、当該自家用電気工作物設置者への電気の供給が停止又は使用が制限された場合には、それは供給支障とはみなさないという意味である。すなわち、専用線で受電している自家用電気工作物設置者の場合、自家用構内の事故のため、一般送配電事業者の変電所の引出口遮断器がトリップして停電しても、これは供給支障事故とはみなさない。</p> <p data-bbox="1202 1393 2161 1425">② 「供給支障電力」：規則第1条第2項第6号に掲げている「供給支障事</p>

改 正	現 行
<p>故が発生した場合において、電気の利用者に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を制限する直前と直後との供給電力の差」をいう。 イ～ハ (略)</p> <p>③ 「供給支障時間」：規則第1条第2項第<u>10</u>号に掲げる「供給支障事故が発生した時から、電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間」をいう。なお、規則第3条第1項第7号又は第8号に掲げる供給支障電力を一旦超過した供給支障事故は、当該供給支障電力を超過した時間から、当該供給支障が解消されたときまでの時間を、供給支障時間という。ただし、配電線路に係る供給支障事故については、当該配電線路の発電所又は変電所の引出口遮断器が投入されたときに、当該配電線路に係る供給支障が終了したものとみなす。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(3) 運用上の留意点 (略)</p> <p><u>附 則 (20160905 商局第2号)</u></p> <p><u>1 この規程は平成28年9月24日から施行する。</u></p>	<p>故が発生した場合において、電気の利用者に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を制限する直前と直後との供給電力の差」をいう。 イ～ハ (略)</p> <p>③ 「供給支障時間」：規則第1条第2項第<u>7</u>号に掲げる「供給支障事故が発生した時から、電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間」をいう。なお、規則第3条第1項第7号又は第8号に掲げる供給支障電力を一旦超過した供給支障事故は、当該供給支障電力を超過した時間から、当該供給支障が解消されたときまでの時間を、供給支障時間という。ただし、配電線路に係る供給支障事故については、当該配電線路の発電所又は変電所の引出口遮断器が投入されたときに、当該配電線路に係る供給支障が終了したものとみなす。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(3) 運用上の留意点 (略)</p> <p>(新設)</p>